

令和6年度信濃町サテライトオフィス誘致支援業務委託仕様書

1 業務目的

信濃町では、第6次長期振興計画に基づき、町内に新たな雇用を創出するとともに、次世代産業の育成を進めるため、企業誘致に取り組んでいる。

本業務は、全国約600自治体が行っているサテライトオフィス誘致事業とは差別化するために、信濃町の地域資源や地域課題を活用し、信濃町の明確な誘致戦略策定を行うとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度信濃町サテライトオフィス誘致支援業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) 地方進出検討企業との面会の場の設定

信濃町と地方進出検討企業が直接又はオンラインにより面談できるイベント等を受託者が2回開催し、地方進出検討企業に向けてプレゼンテーション商談ができる場を提供すること。また、商談企業は合計20社以上設定し、プレゼンテーション聴講企業リストおよび商談企業リストをイベント終了後に提出すること。活発な企業との商談を確保するために、1回のイベントで100名以上の集客をすること。

(2) 誘致支援ミーティングの実施

誘致に係る不明点や懸念点をなくし、効率的な業務遂行と効果的な誘致活動を実施できるように、ミーティングを4回実施すること。

4 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

5 成果物

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに信濃町総務課に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

本業務の成果物は、以下のとおりとし、データでの納品とする。

- ・ 出展イベント等の聴講企業リストデータ
- ・ 出展イベント等の商談企業リストデータ
- ・ 業務報告書

6 その他

- (1) 業務について疑問が生じた場合は、担当者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (3) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は信濃町に帰属する。
- (4) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ信濃町と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。
- (5) 受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、信濃町の検査を受けなければならない。